

不正競争	判決年月日	令和6年8月8日	担当部	知財高裁第1部
	事件番号	令和6年(ネ)第10014号		
○ クラウドソーシングサイト「ランサーズ」にされたいわゆる口コミ投稿について、不正競争防止法2条1項20号の不正競争（誤認惹起行為）及び21号の不正競争（信用毀損行為）該当性がいずれも否定され、一般不法行為の成立も否定された事例。				

（事件類型）投稿削除等 （結論）原判決取消

（関連条文）不正競争防止法2条1項20号・21号、民法709条、710条

（原判決）東京地方裁判所令和4年（ワ）第13396号・令和6年1月17日判決

判 決 要 旨

- 1 本件は、Xが、Yに対し、Yによるインターネット上の投稿（本件投稿）が、不正競争防止法（不競法）2条1項20号及び21号の各不正競争に当たり、又は不法行為に当たると主張して、本件投稿の削除並びに損害賠償金100万円及び遅延損害金の支払を求める事案である。
- 2 原判決は、本件投稿の一部が不競法2条1項21号の不正競争に当たることを理由として、Xの請求のうち本件投稿の削除並びに損害賠償金50万円及び遅延損害金の支払を求める限度でこれらを認容した。Yがこれを不服として控訴した。
- 3 本判決は、要旨、次のとおり判示して、原判決中Y敗訴部分を取り消し、同部分につきXの請求を棄却した。

（1）不競法2条1項21号該当性について

本件投稿のうち、「こちらの質問には明確に答えず、何回もラリーが続く。弊社の別の担当者からの質問には、「どんな権限の方」と言われ「システム担当者」と返答すると「なんで答える必要あるの?」と。結局、回答はもらえず。」との部分は、要旨、①「Xは、何度やり取りしても、Y担当者からの質問に明確に回答しない」、②「Xは、やり取りに際して、相手方の権限を確認した」、③「Xは、合理的な理由を示すことなく、質問への回答を拒否した」との各事実を摘示するものと認められる。

XがYから受注した案件におけるXの発言内容等に照らすと、上記①～③の事実が虚偽の事実であるとは認められない。

（2）一般不法行為該当性について

本件投稿の一部は、Xの社会的評価を低下させる事実の摘示を含むものであるが、ランサーズ（本件サイト）は、インターネット上での請負契約に係るマッチングサイトであり、そこでされる投稿は、本件サイトを通じて契約の申込みや締結等を行う者にとって、その相手方がどのような仕事をするか等の参考に供されるものであるから、投稿の内容は公共の利害に関するものであるとともに、目的の公益性が認められ、本件投稿も例外ではない。

そして、本件の事実関係に照らすと、本件投稿により摘示された事実は、重要な部分について真実である。

また、本件投稿のうち意見又は論評に属する部分は、その域を逸脱したものとは認められない。

以 上